



Title	構文推意の語用論的分析 : 可能構文を中心に
Author(s)	加藤, 重広
Citation	北海道大学文学研究科紀要, 146, 259(左)-293(左)
Issue Date	2015-07-24
DOI	https://doi.org/10.14943/bgsl.146.l259
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/59564
Type	departmental bulletin paper
File Information	146_04_kato.pdf



構文推意の語用論的分析

— 可能構文を中心に —

加 藤 重 広

キーワード：統語語用論，構文推意，可能構文，謙抑

1. はじめに

本論は、推意 (implicature) を語彙推意と構文推意とテキスト推意に分けた上で、構文推意の1つの例として取り上げ、可能表現が日本語において持つ構文推意の派生について統語語用論的な観点から検討を加えるものである。以下ではまず第2章で、推意について区分を設ける理由や有効性について説明し、第3章で日本語における可能の形式と意味について整理した上で、第4章で可能表現がタ形で属性の過去状態ではなく、達成的内容あるいは事象叙述の機能を有することを確認する。さらに、この「できた」の事実 (realis) 叙述が一種の構文推意であることを述べ、日本における広義のポライトネスの選好が反映したものであることを指摘する。最後に、第5章で全体をまとめ、論を閉じる。

2. 統語語用論における推意

本論が特に注力したいのは可能構文の解釈であるが、個別の分析に先立って、分析のための「構文推意」の枠組みを確認し、可能構文の分析を通して「構文推意」の有効性をわかりやすく論証することを目指す。まず、本論がそもそも語用論をどのように位置づけるかについて簡単に記しておきたい。

言語学の下位領域を音韻論・形態論・統語論・意味論・語用論と分けることは一般に行われている、これは、言語を構成するより小さい単位からより大きい単位へ、より形式性の強い領域から抽象性の高い領域へ、という配列でもある。このように、語用論を言語研究の一領域と見なす立場は、英米でより一般的だと言われる。このように規定される語用論を「領域としての語用論」と呼ぶ。

これに対して、生成文法や認知言語学と同じように、言語研究の方法論的基盤あるいは研究手法として語用論を扱う態度もある。同一の言語現象であっても、どういう方法論で分析するかによって理解の仕方や結論が異なることも多い。このような立場で捉える語用論を「方法論としての語用論」と呼ぶ。Verschuieren (1999), Huang (2007) は、方法論としての語用論は、ヨーロッパ大陸で多く見られるとしている。

領域としての語用論は、機械的な領域設定のようにも見えるが、実はこれまでの言語研究の歴史を踏まえた回帰的多層性が潜在的に研究方法をしぼることになる。一見すると、主義主張のない、無色で事務的な枠組みのように思えるが、実際はそうではないのである。

たとえば、音韻論の扱う対象が音素(phoneme)、形態論の対象たる形態素(morpheme)であり、これらが二重分節の関係になっていることはよく知られている。形態素はそのまま、あるいは複合して語になり、語は単独あるいは他の要素を伴って句(phrase)となる。句は節(clause)を作る単位となる。節は、そのまま文(sentence)になる(単文)こともあるが、複数の節が文を形成する(複文あるいは重文)こともある。文は、特定の話者が特定の状況で実際に用いることで、発話(utterance)になる。発話の連続は、伝達内容の流れを形成し、談話(discourse)あるいは文章(paragraph)と捉えることができる。そして、語用論が扱うのは、発話や談話である。とすれば、語用論で扱うものは、音素・形態素・句・節・文・談話という最終的な統合層に現れることになる。問題は、言語の分析技法としてではなく、言語の実態として回帰的な層の積み上げを捉えてよいのか、ということであろう。

近年の usage-based grammar や使用頻度が言語変化に強く関与するとい

う見方からすれば、むしろ、実際の使用における語用論的な記述と分析が先行すると考えることになり、運用頻度が高まり、それが慣習となって、最終的に慣習が固着することで規則になるという変化特性を重視するならば、語用論のあとに意味論や統語論の記述と分析がなされ、それらに形態論や音韻論が続くという手順になる。もしも、運用によって固着する慣習が統語論でなく音韻論の規則を形成するものだとすれば、伝統的な言語学が特に意図せず想定している回帰的な多層性は、今後見直す必要がある。この回帰的な多層性は、言語学において基本概念として教授される二重分節¹とて整合性のあるものとして再検討する余地があることになる。このように語用論から音韻論への方向性は、複雑適用系などの考え方を取り込みやすいという利点があるが、必ずしも音韻論や形態論を軽視してよいことを意味しない。むしろ、語用論的分析として披瀝される近年の研究成果には、じゅうぶんに音韻論や形態論、時には統語論の知見を踏まえていないと思われるものが少なからずあり、言語研究の一部をなす以上、このことは重大な事態だと思われる。伝統的な「回帰的多層性」を言語学に想定しないとしても、それぞれの領域の基盤的知識はやはり十分に習得しておくべきだと本論は考える。

2.1 推意と意味

語用論が、発話や談話の意味を扱うのであれば、意味論とどう異なるのかという疑問が湧く。現に、両者の違いをどう規定するべきかという議論は多い (Levinson (1983), Lyons (1987), Bach (1999), Nemo (1999), Szabó (2005), Huang (2007), Ariel (2010) など)。両者の違いを一般的に規定すると、以下ようになる。

- (1) 意味論は、文の意味を対象とする。文は、慣習性の強いコードに従って構成されており、文の意味は文脈を考慮せずに決定される。

¹ 現実的には、さらに句や節といった上位の単位の層を想定すべきなので、多重分節 (multiple articulation) と考える必要があるが、別稿に譲る。

- (2) 語用論は、発話の解釈を対象とする。発話は、語用論的原理によって形成されるが慣習性は弱く、文脈を考慮して個別に解釈を決めなければならない。

端的に言って、語用論は文脈的な情報を使って発話の最終的な解釈を実際の使用に応じて決定するのに対して、意味論は文脈的な情報を用いずに言語知識（コード）のみを用いて個別の使用場面に左右されない抽象的な意味を決める、ということである。上述の伝統的な言語学の枠組み（＝回帰的多層性）から見ると、音素が形態素をつくり、形態素が語となり、語や句が節をなし、節が文をなしていることになるので、文に文脈を加えることで発話が得られると考えたくなる。しかし、私たちが用いる言語はすべて、まず発話の形で与えられ、発話から文脈情報を除去することで文に抽象化すると考えれば、逆の見方も成り立つ。これは、卵が先か鶏が先かという問題に似ており、文が先か発話が先か、ラングが先かパロールが先か、という問題と読むこともできるが、結局、どちらを考察の出発点にするかの違いに過ぎないとも言える。

意味論的な「文意味」と語用論的な「発話意味」を区分するなら、発話から文脈を除去する漂白 (bleaching) によって文が得られ、文に文脈を加える潤色 (coloring) によって発話が得られるという双方向的な関係になっている。なお、「潤色」は、一般的には事実を歪めるほどの過剰な脚色といった意味で使われることもあるが、ここでは用語として単純に文脈を加える処置（＝文脈化）を指す。意味論と語用論の違いは、簡単に言えば、文脈の有無の差ということになるが、発話はどうのような発話内力 (illocutionary force) を持つかが重要であって、他にも違いはある。発話内力とは、話し手が聞き手に対して発話を通じて及ぼす一定の作用や効果のことであるが、言語形式と発話内力が単純に対応していない間接発話行為も見られ、意味論的な分析では解明しにくい点が残る。

- (3) そこにある塩をとってもらえれば。

- (4) そこにある塩をとってもらえば、たすかります。
- (5) そこにある塩をとってもらえば、たすかったのですが。

例えば、(3)は文として見れば、条件節だけで、主節にあたる後続部分が欠落した不完全なものである。いわゆる非従属化 (insubordination) にあたる (Evans (2007), Kato (2014) など)。これに欠落部分「たすかります」を補っても、意味論的な分析のレベルでは、手順が複雑になる分、実際にどういう意味なのかはわかりにくい。省略を補うという処理は関連性理論における表意 (explicature) 形成でも行われるが、(4)としたところで、これは条件従属節と帰結主節からなる平叙文であり、それが聞き手に行為要求の発話内力を有するという解釈を引き出すには一定の解釈手順が存在するはずである。もちろん、(3)は(4)の省略という慣習化が生じているとするのは表層的な説明である。というのも、(3)は(5)のように表意形成することも不可能ではなく、(5)では行為要求といった発話内力はまったくなくなり、やわらかな非難という別の解釈を付加する必要が生ずるからである。もちろん、(5)自体が、非従属化であり、言い切りの表現になっていない点も重要である。(5)は、「たすかったのです」と言い切れば、ノダ文であることもあって非難よりも情報の披瀝 (告白など) の解釈に傾く。しかも、「たすかりました」と非ノダ文にすれば、不適格になってしまう。これらの多くは文法論として説明できるが、なぜ表意への復元やその解釈に偏りがあるのかや、生じる機能差については十分な説明がなされているわけではない。

語用論の知見では、(3)は「そこにある塩をとって下さい」という依頼に相当する間接発話行為として成立しており、直接的な行為要求の発話行為に比べると、控えめで丁寧な言い方であることは説明できる。しかし、(3)は「もらう」といった視点性を含むやりもらい動詞を補助動詞として用いており、文法論的な要素を除外しても、語用論的な要素を除外しても、十分な記述や説明にならない。両者をバランスよく考察し、そのインターフェイスについても説明の射程に含む統語語用論のアプローチを活用すべきテーマといえる。

現在の語用論研究の基礎をつくった H. P. グライスの功績はいくつもある

が、その中の1つに「推意」(implicature)という概念の提唱がある。実は、「推意」の本来の意味や定義は、グライスの考えにもやや曖昧なところがあり、その後の研究者の間でも定義にばらつきがあったり、グライスをもとにして発展的な再構成を施したりしている。(Grice(1975, 1991), Levinson(2000), 加藤(2004), Huang(2007))。

(6) A「いま何時？」 B「いま朝刊が届いたところだよ」

(6)のAの発話は時刻を尋ねる質問であるから、「6時12分だ」のように時刻を提示するのがBの発話としては適当である。しかし、(6)Bでは、時刻を示さずに回答としている。(6)のやりとりは、AとBが「毎朝我が家に朝刊が配達されるのは6時10分過ぎである」ということを知っていれば、成立する。これは古典的なグライス系語用論における推意の例である。この例における推意は本論で「テキスト推意」と呼ぶものに当たる。

なお、推意には、いくつか重要な特質があるので、推意の再定義・再区分を行う上で必要なことを確認しておきたい。以下の(A)～(D)の4つはグライスが推意の特徴として挙げているもので、(E)(F)はLevinson(2000)が追加したもの、(G)はHuang(2007)が挙げているものである。

(7) 推意の特質

- (A)失効可能性 (B)非分離可能性
- (C)計算可能性 (D)非慣習性
- (E)強化可能性 (F)普遍性
- (G)非確定性

(A)失効可能性(=取り消し可能性)とは、ふつうなら成立する推意の解釈をある種の操作で取り消すことができるという性質のことである。ある種の操作は一般に前提の追加と言われるが、厳密には前提(presupposition)とは言えないものも多く、単に想定(assumption)としておくべきだろう。失

効可能であるということは、逆に言えば、推意が一定の知識と推論を基盤に引き出され、成立することが見込まれる解釈であって、文脈などに左右されずに常に成立する解釈ではないということである。失効することのない解釈が、特定の形式が常に持っている本有的意味 (intrinsic meaning) であるとするれば、それは意味論的なものであり、推意は語用論的な意味ということができるだろう。

推意は、一般に命題レベルでの現象として考えることが多いが、形態素や語・句のレベルで想定することも可能である。これは、本論で提案する《語彙推意》に主に相当するものであるが、あとで論じることにする。意味論的な意味は常に成立し、これを取り消すことはできない。これに対して、(6)のBの発話は「現在6時10分過ぎだ」という解釈になるのがふつうであるだけで、これが推意となる。しかし、「新聞を配達する人が変わり、最近配達される時間が遅くなった」あるいは「今朝は豪雨と強風のために、新聞の配達がいつもより遅い」という場合には、推意は取り消されることになる。取り消し可能であるという性質は、推意の特質の中でも最も重要なものであるが、管見の限り十分に議論が尽くされた状況にはないと思われるので、この点は再度掘り下げて考える。

次に、(B)非分離可能性は、推意は発話の内容と強く結びつき、表現が多少変わっても内容が同じであれば同じ推意が得られるということである。(6)B「いま朝刊が届いたところだよ」は「ちょうど朝刊が来たばかりだ」としても、命題形式は違っても命題内容が変わらないので、文脈などの条件が同じなら同じ推意が得られる。非分離可能性は、PCIについては原則として成り立つが、慣用化して推意が固着する場合や、後述する《語彙推意》には適用されない。たとえば、(8)は死亡したあと遺骸が自宅に運ばれることを意味するが、同じ命題内容を持つ(9)(10)は同じ解釈では使えない。

(8) Aさんは無言の帰宅をした。

(9) Aさんは無言で帰宅した。

(10) Aさんは黙って帰宅した。

(8)は、文脈さえあれば(9)や(10)と同じ意味で解釈することが可能だが、「無言の帰宅」が慣用句として定着していることから、文脈による誘導のない状態では「無言の帰宅」は文字通りの意味ではなく、比喩的な意味(＝遺骸の自宅への移送)で解することになる。これは、グライスの枠組みでは、会話推意(conversational implicature)ではなく、慣習推意(conventional implicature)に近いのかもしれないが、(8)はAさんの死後の比喩的な「帰宅」に一義的に確定するわけではなく、文脈によってその推意は取り消しうる。つまり、推意の取り消しは、可能か不可能かという離散的なものではなく、失効可能度を連続的な尺度として想定するのが実態に近いことになる。とすれば、まず推意を取り消しできない慣習推意という自家撞着した概念を含む枠組み(もっとも、グライス自身は慣習推意を推意でないとしているが)を見直す必要があるだろう。

(C)計算可能性は、どういう手順で推意が得られるかが合理的に理解でき、再現できるという特性である。推意を得るための推論が一般的な計算方法で行われるなら、誰が推論しても同じ推意が得られるはずで、特殊な推論能力を持っていなくてもよい。語用論でいう推意はときに個別特殊なものであることから、推論のしくみも特異なものと思われることがあるが、これは正しくない。与えられる文脈情報が特異であるにしても、その推論システムには一般性・透明性があり、条件が同じであれば誰でもごく一般的な認知能力があるだけでじゅうぶん合理的に引き出せる解釈なのである。

(D)非慣習性とは、推論は柔軟に行われ、ときに複雑な計算を行うこともあるので、規則や慣習に従って推論がなされるわけではなく、自動計算されるわけでもない、ということである。この場合の「慣習」とは、解釈が一義的に確定し、それによって得られた解釈が推意とは言えない固着的意味であることを指していると考えればよい。言い換えれば、言語構造や意味論的な解釈に依存はするものの、それですべて決められるわけではなく、文脈的情報によって解釈が変わりうることを意味している。たとえば、「雪が降っている」という発話が「外出を控えることを提案する」という推意を常に引き出すのであれば、推論は自動化でき、慣習的だと言えるが、スキーや雪景色を

楽しむために外出することを提案する場合など違う推意を引き出すべきこともある。推意は、このように柔軟に変化する。ただし、言語表現はコード化されていて解釈が固定されているので、そのコード化には従う。

ほかにレビンソンは、発話 A から引き出される推意 B は、同じ推論が繰り返されると、発話 A を簡略化することが可能になる (E) 強化可能性と、推論は合理的で普遍的であるはずだ、という、(F) 普遍性の 2 つを推意の特質として追加している。言語形式が文脈によってさまざまな意味に解釈されることは、私たちが日常的に経験していることであるが、ある形式が特定の推意を引き出す頻度が高くなると、①言語形式の簡略化・省略の動機になり、②推意が補強された結果、固着し、定型表現になって、その推意の解釈を取り消しにくくなる、という変化が生じる。ある言語形式や機能が頻繁に用いられることで確立する用法は文法的なものであることが多く、このような文法面での変化を重視するのは、用法基盤的な、近年の認知言語学の見方と重なる。少し具体的な例を見よう。

(11) この件についてご検討下さればと思います。

下線部は条件表現であるが主節を欠いている。これは「ご検討下さればありがたい」のように補うことができ、実質的に依頼表現となる。このときは、「くれれば・もらえれば・いただければ」など恩恵表現を伴うことが多い。また、「しなければならぬ」という義務表現も「しなければ」と省略されることがあるが、これは必ず否定の条件表現となる。加えて、このほかに「早く食べたら(どう)?」など勧奨、「出席していれば(よかったのに)」など反事実叙述(後悔)が見られ、条件表現を含む定型表現がいくつか発達している。条件節のあとの主節が省略されるのは、条件節までで推意が引き出せるほどに推論が強化されているからである。強化可能性は、推意を認定する必要条件とは異なり、その効力がどう波及してどのような派生を生じるかという観点からとらえるべきだろう。なお、(F) 普遍性は、さらに拡張して「合理性」「信頼」という観点から再度議論すべきだと考えているが、別稿で考察するこ

とにしたい。

2.2 失効容易度と推意の種類

前節では「推意」の特徴のいくつかについて論じたが、もちろん、これらの特徴の多くは相互に関連を持っている。例えば、(A)失効可能性は、解釈が一義的に確定しないということであり、それは(D)非慣習性や(G)非確定性と表裏一体の関係にある。もしも、慣習的に解釈が決定でき、意味が完全に確定するのであれば、一般的な推意は取り消すことができない。また、一義的に確定せず、取り消される可能性があればこそ、(E)強化可能性が成立する余地がある。また、推意が、無秩序に偶発的に得られるのでなければ、それは一定の手順に従うはずであり、それは(C)計算可能性を有し、(F)普遍性が見られるはずである。自動的に一つの意味が確定するのであれば、計算する手順は不要になる。

グライスの本来の考え方では、推意はまず、会話推意(conversational implicature)と慣習推意(conventional implicature)に区分されるが、前節の推意の特質は、主に会話推意に当てはまることで、慣習推意には当てはまらないものである。つまり、慣習推意は、取消不可能であり、分離不可能だとされている。失効不可能性は、慣習推意が文脈を操作しても取り消せない解釈で、常に成立する推意であることを意味する。しかし、推意である以上、言語形式のレベルで機械的に意味計算を行えばよいわけではなく、何らかの形で推論を行っているのである。

(12) 数学の試験で太郎は100点をとった。そして、次郎も100点だった。

(13) 数学の試験で太郎は100点をとった。しかし、次郎も100点だった。

上の(12)と(13)が表す事実的意味は同じである。言い換えれば、いずれも、太郎の数学の試験は100点であったし、次郎の数学の試験も100点であったことを示しており、その点では示されている事態には差がない。では、全く同じ意味かと言えば、当然、全く同じではなく、その意味の差は「そして」

と「しかし」の違いに起因している。「そして」は、加藤（2006）によれば、単純接続なので単に後続の情報を引き続いて提示することを表しており、取り去っても意味はほとんど変わることなく成立する。「しかし」は対照性を持つ接続詞であり、何らかの対比が示される。例えば、(13)では、太郎は100点満点をとったが、数学が得意でない次郎も100点をとったので、第1文から得られる「太郎は非常に優秀だ」という推論が第2文で覆され、「太郎はそれほど優秀というわけではない」という推論に修正されることが考えられる。以下の(14)であれば、高い得点と低い得点の対比である（接続詞の語用論的解釈は、加藤（2001a, 2001b）を参照）。

(14) 数学の試験で太郎は100点をとった。しかし、次郎は15点だった。

「しかし」によって生じる慣習推意は、2つの命題についての対照性であり、この点は取り消しできない。一方、何が対比されるかの計算は、いろいろな解釈の可能性がある、かならずしも一義的ではなく、推論の過程がそれほど透明だとは言えない。これは、計算可能性という特質にやや違反することになる。また、当然のことながら、慣習的な推意なので、非慣習性という特質にも違反する。結局、推意の特質7つすべてが単純にそのまま当てはまるわけではないことになる。慣習推意は、言語形式の表には現れないものの、言語的コード（code）に準ずるもので、推論が固定されたものと考えることができる。もちろん、関連性理論の枠組みでは、この種の談話標識は、命題の意味としてではなく、解釈の手順に関わるもの（＝手続きの意味を担う形式）として区分される。ここではグライスの議論を引き継いで接続詞類を扱ったが、接続詞類を談話標識として手続きの意味の形式と扱うことで枠組から除外することは可能である。ここで重要なことは、慣習性が離散的（discrete）な特質でないということである。

つまり、慣習的か非慣習的に明確に二値的に分けられるわけではなく、慣習性が強いかわりに段階性があると考えるのが妥当なのである。従って、取り消しやすいかどうかについても連続的に考えるべきで、《失効容易度》と

いう尺度で捉えるのが望ましい。慣用表現は、表現の慣用度が高いほど、推意の固着が進み、失効しにくくなる。加えて、文脈的情報を意味の計算に利用する必要性はなくなるので、解釈の計算はより自動化され、容易で負担の小さいものになる。

(15) 花子は来月ウェディングドレスを着る。

例えば、「ウェディングドレスを着る」や「花嫁衣装に袖を通す」は、「結婚式を挙げる」の意に解釈するのが普通であるが、この推意は取り消すことも可能である。(15)だけなら、花子が来月結婚式を挙げると考えるのが普通だが、(15)のあとに「花子はファッションモデルなので、来月仕事でウェディングドレスを着るのだ」と続ければ、結婚式を挙げるという推意は取り消される。このように、推意の失効容易性は慣習性の連続的な特性を反映している。

2.3 推意を形成する単位

本論では、推意が生じる言語形式の単位によって、①語彙推意 (lexical implicature)、②構文推意 (constructional implicature)、③テキスト推意 (textual implicature) という区分をたてる。語彙推意とは、語彙レベルで生じる推意である。単語 (自立的形態素を含む) あるいは句が推意を喚起するはたらきをになうトリガー (trigger) となる。

(16) 昨日、太郎に電話した。太郎は元気だった。

(17) 太郎に電話した。 +> 太郎と電話で話をした。

(18) 昨日、太郎に電話した。しかし、太郎は全然電話に出なかった。

「電話をする」という語句は、(16)に見るように「(電話をかけた相手が電話に出て、相手と)電話で話す」ことを推意するが、これは語彙レベルで生じる会話推意であり、(17)のように表せる。(16)では「太郎が電話に出て、電話で太郎と話した」ことを第1文と第2文のあいだに補うことができる。一

方で、このことは会話推意なので、(18)のように取り消すことが可能である。

この「電話する」は「電話をかける」としても、同じように推意が生じるので非分離性があると認められ、また、同じように取り消すことができる。

(19) 今朝、次郎は葉子を図書館に呼び出した。

(20) 今朝、次郎は葉子を図書館に連れ出した。

(19)の「呼び出す」は、他者にある場所に出向くように求めることであるから、呼び出された当人は指定の場所に現れるのがふつうだろうが、それはあくまで推意であり、この推意を取り消すことも可能である。たとえば、(19)は直後に「しかし、葉子は来なかった」と続けることもできる。一方で、「葉子に相談しても問題は解決しないと思っていたが、葉子の助言のおかげで事態も改善した」と続けても成立する。この場合は推意を取り消さずに、推意の成立を踏まえてその後の展開を述べる形になっている。これに対して、(20)はあとに「しかし、葉子は来なかった」と続けることはできない。これは「連れ出す」という他動詞が結果遂行を含む他動性を意味論的に持っているからで、相手がある場所に来ることは取り消せない、意味論的な意味になっていると認められる。このように、失効可能性がないことはその解釈が推意ではないこと、意味論的な本有的意味であることを表している。

以上は、動詞あるいは動詞句が持つ推意として、語彙的な単位をトリガーとしている例である。本論では、この種の推意を《語彙推意》と呼ぶ。

推意の計算が単純な語彙推意もあるが、場合分けが必要な、複雑なケースもある。たとえば、「とる」は、物理的移動を伴う場合に限定しても、推意の計算は単純でない。通例、「A(＝人)がB(＝物)をとる」という場合、BはAのなわ張り外からAのなわ張り内に移動することが想定されるが、そうではない場合もありうる。

(21) 太郎は陳列棚にあった帽子をとった。

(22) 太郎はかぶっていた帽子をとった。

(23) 太郎は服についていた糸くずをとった。

動作主のなわ張りの外にあるものを「とる」ことで動作主のなわ張り内に移動させる推意としての《自領域内への移動》は(21)については成立するが、かならずしも(22)では当てはまらない。(22)では、単に着脱行為であることが「とる」の意味の中核になり、移動行為後に、帽子は動作主のなわ張りの中にあっても外にあっても、いずれでもよい(つまり、帽子を脱いだ後どこかに置く《自領域外への移動》でも、帽子を脱いだ後に自分の手にそのまま持っている《自領域内での移動》でもよい)。(23)は、移動行為によって、なわ張りの外に出ることになる。「とる」という動作の対象となる「糸くず」は廃棄されてもよく、(21)(22)と同じように区分するなら《自領域外への移動》であるが、単純に《除去》としても解釈できる。「とる」に関しては、対象物の管理者・所有者がいるか、いるなら誰かという点、移動前の領域に管理者がいるか、いるなら誰かという点、移動後の領域についても管理者がいるか、いるなら誰か、といった点で場合分けをすれば、事前条件によって生じる推意を整理することができるだろう²。

形態素(いわゆる自立的な内容形態素であって、拘束的な機能形態素ではない)や語・句などが持つ《語彙推意》に対して、構文レベルで生じる推意を《構文推意》と呼ぶ。構文推意は、構文や統語構造(の一部)が推意を生

² 具体的には、対象物の所有者がいない場合($\alpha 0$)、所有者がおり、 $1, 2 \cdots n$ という人物である場合($\alpha 1, \alpha 2 \cdots \alpha n$)、同様に、移動前に対象物が存在していた領域に権限を持つ者がいない場合($\beta 0$)、権限者(所有者・管理者)がおり、 $1, 2 \cdots n$ という人物である場合($\beta 1, \beta 2 \cdots \beta n$)、さらに対象物の移動後の領域についても権限を持つ者がいない場合($\gamma 0$)、権限者(所有者・管理者)がおり、 $1, 2 \cdots n$ という人物である場合($\gamma 1, \gamma 2 \cdots \gamma n$)が考えられる。ここでは、いない場合が不明な場合を含むように区分しているが、これも分けると更に区分は複雑になる。いずれにせよ、理論的には組み合わせの可能性は無限大だが、命題事象に登場する人物が二名(1と2)だとしても27通り、動作主しか登場しない場合も8通りの場合分けが必要になる。(21)(22)(23)では「太郎=1」とすれば、(21)は $\alpha 2 \cdot \beta 2 \cdot \gamma 1$ であり、(22)は $\alpha 1 \cdot \beta 1 \cdot \gamma 0 \sim n$ 、(23)は $\alpha 0 \cdot \beta 1 \cdot \gamma 0$ のように記述できるが、(22)だけでは γ の値は確定しない。

み出すトリガーとなる。限定的に見てしまえば、機能形態素や助動詞・助詞など構文を形成する機能的な中核となるものを構文推意のトリガーとしてもよいが、実質的に節・文をなして初めて得られるものなので、文法推意や構造推意などとは言わず、《構文推意》と言う。

- (24) その日花子が来たら、テニスをするつもりだった。
- (25) その日花子が来たら、テニスをするつもりだったのに。
- (26) 思っていたとおり、花子が来たのでテニスを3ゲームほどした。

たとえば、仮定節とタ形の主節「～たら、～するつもりだった」では、過去における反事実的な仮定と解釈され、条件節と主節の内容は過去において成立しなかったという推意を引き出す。(24)では、「その日花子は来なかった。(従って、) テニスをしなかった。」という解釈、つまり、先行節で叙述された事象が実現しなかったという推意が生じる。この推意は会話推意なので取消可能であり、(24)のあとに(26)を続けると、実現しなかったという推意は取り消される。この推意は、(条件節)＋「～するつもりだ」＋タ形の主節という構文形式によって形成されるので、一種の構文推意である。(25)のように接続助詞「のに」を主節末に付すと、この構文推意は取り消せなくなる((25)のあとに(26)を続けると不適格になる)ので、「のに」は会話推意を慣習推意へと固着させる働きを担っていると見ることができる。

「つもり」は従来の国文法では形式名詞に分類されるが、「つもりだ」という助動詞を設定すると、「つもりだった」は助動詞の過去形と記述される。(24)は「するつもりだった」の代わりに「しようと思っていた」としても同じような推意が生じる。あるいは「するはずだった」や「することになっていた」など、未来の予定や意図を述べる意味を有する形式を過去形で用いると同じような推意が得られる。

この種の推意が、ここで言う《構文推意》の一例であり、次章で論じる可能構文も一種の《構文推意》を持つというのが本論の主張である。ここでは、《構文推意》の特徴をさきほどの推意全般の特徴を踏まえながら観察し、3点

指摘しておきたい。第一点は、本論で取り上げている《構文推意》は、その本質的特徴として取り消し可能であるが、取り消しやすさの度合いは一定でないということである。

(27) 昨日は午後から雨が降るという予報だった。そして、昼過ぎまではいいお天気だったのに、予報通りに夕方には土砂降りになった。

(28) 電車は時間通りに新宿駅に着くはずだった。そして、やはり時間通りに新宿駅に到着した。

例えば、(27)は第一文だけなら、「予報と違って雨は降らなかった」という推意が生じるが、(27)のように第二文を続ければ、その推意は取り消されて、成立する。私たちは、日常的にこのように推意を引き出して、必要があればその推意を取り消して動的に適切な解釈を形成していくのであるが、この動的心理語用論については別稿で論じる。一方、(28)も第一文だけなら、「時間通りに新宿駅に到着しない」ことが推意として生じるが、(28)のように第二文を続けても不自然である。「～する予報だった」は非実現の推意は、実現を叙述するだけで取り消せるのに対して、「～するはずだった」は非実現の推意を同じやり方では取り消せないのであり、それだけ取り消しにくく、強い推意だということができる。「はずだ」は事象実現が合理性を有していることを意味する助動詞であるが、「はずだった」は実現に論理的な合理性がある事象にもかかわらず実現しないという推意を有する以上、十分に理解できるだけの情報を提示して推意を取り消さなければならない³。

³ 例えば、「電車は時間通りに新宿駅に着くはずだった。中野駅を定時に出発したので私は今日は早めに出社できそうだと座席でぼんやり考えていた。ところが、東中野駅のあたりで電車は急に徐行し始めたのである。事故か何かでまた止まるのかと思い、私は暗い気持ちになった。しかし、すぐに電車は速度を上げ、何事もなかったかのように新宿駅のホームに滑り込んでいく。そして、やはり時間通りに新宿駅に到着した。」のようにすれば、事象実現の合理性があるのに、事象実現が見込まれないと判断され、さらにその判断があるにも関わらず、事象が成立する結果となったことが受け入れ可能になる。

第二点は、これらが予測や予定など未来の事象実現に判断する形式のタ形になっており、発話時点ではその判断が有効でないという推意になっている点で、非分離可能性が認められることである。グライスの慣習推意は、取り消し不可能なものであり、厳密には推意とは言えないが、文法的なものが想定されていると考えられる。しかし、これらの文法形式による構文推意についても、失効可能性と非分離可能性が認められ、《推意》の特質に完全に合致するのである。

第三点は、文法化と関連づけて考察すべきだということである。一般に、文法化 (grammaticalization) は、ある種の言語形式がより文法機能に特化していく変化として機能面に注目することが多いが、特定の形式が自立性を失い、より付属的・従属的になる形態論的な変化も平行して生じており、Hopper and Traugott (2003²: 7) では、内容語→機能語→接語→屈折接辞のような移行域 (cline) を挙げ、自立性の低下を文法化の中核に据えている。このような移行域設定は、屈折語を念頭に置いていると思われ、日本語や韓国語のような膠着語の場合は、自立性の低下のほかに活用の喪失が考えられ、さらに複数の形態素の融合も考える必要がある。より大きな単位の機能形式の一部となることはどの言語でも見られるが、従来は定型表現やイディオムとして扱われることも多かった。日本語の文法化は、形式名詞を資源とすることが多く、複合辞の形成などの観点からの研究成果も多い。

文法化は文法機能への特化あるいは複数の形態素の熟合という変化でもあるので、その変化を推し進める動機や要因という観点からの説明も重要になる。変化を完成させる力となるのは、使用頻度や運用効果であろう。好まれる形式や表現が多用され、頻度が高くなれば慣用化して、機能が限定されることで文法化が進行すると考えることが多い。これは、実際の言語使用が文法をつくるという考え方で、先述したように用法基盤文法と共通するところが多い。実際の言語運用における頻度が決まったパターンをつくり、それが文法化していくという、この考え方は語用論が文法論に強く作用し、動機を与えるとする、Ariel (2008) などの統語語用論などの言語観でもあり、その出発点に言語使用者による表現の好みへの偏りがあるとする見方に基づいて

いる。この「好み」は、いくつかの方法で表現したい内容を伝えられるとき、特定の表現形式が好まれることを指し、この preference を本論では「選好」という訳語で表す。選好が文法化の強い動機であることのほかに、なぜそのような選好が強まったのか、また、選好が強まって文法化が進行することでどのような影響が他に及んだのか、など、言語変化の観点からは興味深い、多くのテーマが関わる。

選好を文法化の重要な要因と見なすと考え方は、ある表現 A がその固有の意味 a とは異なる意味 b を帯びて用いられることが多くなることで、意味の重心が b に移っていくという見方ともつながる。最初は本質的でない意味 b は必ず成立するわけではなく、取り消し可能な意味であり、《推意》であると認められる。本論では、選好によって推意が明確化し、それによって使用頻度が高まり、より推意が引き出しやすくなるプロセスがあり、それによって複合形式の統合性が高まる変化を生じることが文法化に深く関わっていると考える。

語彙推意と構文推意は、言語形式により依存するので、命題内容よりも形式からの影響や制約が強くなる。一方、本論では詳しく議論しないが、特殊会話推意 (PCI ; particularized conversational implicature) とされるものの多くは世界知識に強く依存し、より非分離可能性が拡張する。これらのものは、本論の区分では《テキスト推意》にあたる。これまで語用論で推意として研究されてきたものの大半がこれにあたり、命題が文脈との関係から生じる推意を指している。

3. 日本語の可能構文

日本語における「読む」と「読める」とを比べると、後者は一般に可能形あるいは《可能動詞》と呼ばれる形式であり、ここでは前者をそれに対する無標の露出形であると見て《基本形》と呼ぶ。可能動詞は、子音語幹動詞を前項とする複合動詞に由来し、母音の脱落などある種の縮合が生じた形式と考えられている。例えば、「読み得る」(yom-i-eru)から「読める」(yom-eru)

に転じた結果生じたものと考えてるのが一般的である。可能動詞は子音語幹動詞について形成されるため、母音語幹動詞には本来対応する可能動詞が存在しない。しかし、近年よく指摘されるように、いわゆるら抜きことばがこの母音語幹動詞の可能動詞に相当するものになっており、語彙的には一定の偏りが見られるが、使用頻度はかなり高い。

(29) 太郎がラテン語を読む。

(29') Taro reads Latin.

(30) 太郎はラテン語が読める。

(30') Taro can read Latin.

可能動詞を用いた文(30)を動詞基本形の文(29)と比較すると、格シフトが異なっていることがわかる。「太郎がラテン語を読める」も誤りではないが、(30)の方が自然で中立的な文である。(29')(30')から分かるように、英語では能力の助動詞が付加される以上の変化が起こらない。日本語における「可能」は、意味的なテーマでありながら、構文現象に関わるテーマでもあるわけだが、格シフトの問題は加藤(2013)に譲り、本論では議論しない。可能の意味についても少し見てみよう。例えば、(31)の実質的な意味はどのように考えればよいだろうか。

(31) このキノコは食べられない。

かりに、(31)の「このキノコ」が毒のあるキノコだとする。毒キノコを食べると中毒症状になり、最悪の場合、死んでしまうこともある。しかし、それは、「毒キノコを食べた」結果であるから、「このキノコ」は結果的に「食べられる」ことになる。つまり、(31)の「食べられない」は、食べることが不可能ということではなく、「食べると重大な問題が生じる(ので、食べてはいけない)」という意味だと考えることができる。つまり、「可能」とは単に物理的に遂行できるか、遂行する能力を動作主体が有しているかどうかを表して

いるだけではないことに注意しなければならない。加藤 (2003) では、「できない」の意の表現が「状況や能力のために実現が不可能である」のほかに「実現したり、実現しようとしたりすると、トラブルが生じる」ことを表すとしている。この「トラブル」や好ましくない事態は、事後に生じるもの（事後に生じると見込まれるもの）であってもよい。

また、ある人物が試験に合格して、その結果を世話になった人に伝える場合、日本語では、(32)よりも(33)のほうが好まれることも重要である。もちろん、(32)も正しい日本語であるが、日常的なやりとりでは広く(33)を使うことが多い。

(32) おかげさまで試験に合格しました。

(33) おかげさまで試験に合格できました。

これらはいずれも「合格した」という事象の実現を表している。(33)は、過去時制の可能表現であるが「合格することが可能だった」という意味にはふつう解釈されない。合格する能力があっても、試験を受けなければ合格することがないわけだから、可能状態（能力の所有状態、あるいは達成を可能とする状況の存在）の叙述（＝属性叙述）と事象叙述（事実結果の達成、あるいは、動作の遂行という事象の叙述）は別である。(33)の解釈が可能としての属性叙述から事実としての事象叙述に変わることで、また、同じような意味を表す(32)より可能表現(33)のほうが、言語使用上明らかに好まれることは、興味深い語用論的なテーマとなる。なぜ可能状態（の過去）が事実と解釈されるのかのプロセス、また、なぜ同じことを表すのに後者のほうが好まれるのか、ということは次章で考察する。

日本語で可能を表す方法は大きく分けて4つある。①助動詞「れる・られる」を後接させる、②「得（う）る・得（え）る」で複合動詞をつくる、③可能動詞形を用いる、④従属節化（「ことができる」「ことが可能だ」を後接させる）する、といった方法である。既述の通り③可能動詞は②の複合形の縮約と言われる。①の助動詞の「ら」が脱落した形（いわゆるら抜きことば）

は体系上可能動詞形に相当するが、規範形としては認められていない。子音語幹動詞「読む」と母音語幹動詞「捨てる」について、以上の方法を適用したのが次の表である（-は形態素境界を表すが、動詞内部には標示しない）。

	①助動詞形	②複合動詞	③可能動詞	④従属節化
子音語幹動詞	読ま-れる	読み-うる 読み-える	読める	読む-こと-が-できる
母音語幹動詞	捨て-られる	捨て-うる 捨て-える	(捨て-れる)	捨てる-こと-が-できる

上掲の4つの方法のうち②複合動詞は、話しことばではほとんど用いられず、書きことばでは用いられるものの頻度は高くない。助動詞「れる・られる」には可能以外に受動・尊敬・自発の用法があって機能負担が高く、いずれの用法か判断できない場合は受動の解釈が優先されやすい。特に子音語幹動詞の場合は、③可能動詞形で可能の意味を表すのが普通であることから、①助動詞形は可能の意で用いられることはほとんどなく、機能分担が顕在化している。母音語幹動詞は、③可能動詞形がないため、①助動詞形は可能の意でも用いられるが、上述のように受動や尊敬との兼務形式であるため、機能負担が過大で解釈に文構造や文脈を参照しなければならないことが多い。このため、体系上の《あきま》であった母音語幹動詞の③にら抜きことばが入ったとみてもよいだろう。④「ことができる」は、本来「こと」を主部、「できる」を述部とする主節で、これに先行する連体修飾節が従属節であり、全体が複文であったと考えられるが、「ことができる」が助動詞に相当する単位に文法化している。形式的には可能表現の前の部分は「従属節化」しているが、機能論的には付加部が助動詞として振る舞うことで加藤（2013）に言う《非節化》が生じており、全体が単文化している。

不規則動詞（変格活用）の「来る」は、①は「来（こ）-られる」が規範形で、③はら抜き形「こ-れる」となるので、母音語幹動詞と同じように扱えばよい。注意すべきは「する」である。「する」の助動詞形として理論的には「し-られる」が考えられるが、標準日本語では用いられず、「できる」で代用する（北陸方言などには「しられる」の形が見られる）。漢語を語幹とする複合動

詞の場合も「する」の可能表現は「できる」であり、例えば、「移動する」の可能形は「移動できる」となる。なお、②④は「する」「来る」いずれも場合も不適格にはならない。

可能の意味は、可能性とはもちろん異なる。可能性は、ある事象や状況を事実として述べるのではなく、成立する見込みがあるという認識として述べるものであり、通常命題について標示されるものである。可能性はいわゆる認識のモダリティの1つのカテゴリーと見なされる。これに対して、可能は基本的に動作表現を意味する述部（動詞句）について標示するもので、命題内部に生じる要素である。よって、狭義のモダリティには可能を含めないのが一般的である。

可能は、日本語研究では一般に能力可能と状況可能に分けられる。能力可能とは、その事態を実現させるかどうかを決定する最大の要因が動作者の能力にあるとするものであり、状況可能とはその事態を実現させるかどうかを決定する最大の要因が事象をとりまく状況にあるとするものである。言語によっては、状況可能と能力可能で異なる形式を用いることもあり、例えば、フランス語では *pouvoir* と *savoir* で分担が見られる。日本語（標準語）は英語やドイツ語と同様にかたちの上ではこの2つの用法を区別しないが、日本語の各地域方言では積極的に両者を区分する現象が知られている。

(34) 暗くてよく見えないから、読めない。【状況可能】

(35) イタリア語はわからないから、読めない。【能力可能】

上の例文は否定文なので正確には不可能を表しているが、日本語では状況可能でも能力可能でも形式上の違いはない。英語では *I cannot read it.* はいずれにも使え、またドイツ語でも *Ich kann es nicht lesen.* はいずれの場合にも使える。関西方言では、「よう読まん」が能力可能、「読めん」が状況可能という対立が一部に残存しているが、広い範囲でほぼ失われつつある。ただし、可能かどうかの判断には、多くの場合、実現に状況だけでなく能力も関わるため、状況可能と能力可能が明確に分離しているわけではない。また、

状況可能は、動作主の固有の能力以外の要因が当該の動作・行為の実現を左右する用法なので、「状況」以外の事物などが可能か不可能かを主に左右する場合も含み、意味用法は広い。

(36) 彼女にはお金がたくさんあるから、その高価な服が買える。

(37) 本日、太郎は体調が悪いので、仕事に行けません。

(38) このキノコは、毒があるので、食べられない。

彼女が「高価な服が買える」のは、「お金がたくさんある」という状況が主たる要因であるため、(36)は状況可能の用法である。ただし、経済力を本人の能力と結びつけて考えることも可能であり、その場合状況可能と能力可能の境界は曖昧になる。(37)は、太郎は「仕事に行く」能力を有しているが、体調という事情がそれを実現させない《阻害要因》として作用すると解釈できるので、状況可能である。「体調がいいので、仕事に行ける」という場合は、体調という事情が《促進要因》として作用している。つまり、状況は実現を容易にしたり、困難にしたりするように作用しているものであり、実現の難易を制御する要因と見ることができる。可能文が格シフトなどで難易文(「～しやすい」「～しにくい」など)と共通性が見られるのはこのためだろう。

毒キノコは(38)のように「食べられない」と言うが、毒があるとは知らずに「キノコを食べる」こともないわけではない。このときは「キノコを食べる」ことが実現している。「食べられないキノコを食べる」という矛盾は厳密には実現されないのではなく、実現することによって重大な問題が生じる、あるいは、好ましくない事態が起こる、すなわち《不適切な事態》を引き起こすと理解されているのである。キノコは毒があっても、咀嚼して飲み込む(=食べる)ことは実現可能であるが、それによって健康を害する(時には生命に関わる事態になる)という《不適切な事態》を伴う。体調が悪くても無理をして仕事に行くことができるかもしれないが、それによって体調がさらに悪化したり、病気になったりといった《不適切な事態》が生じるという解釈も(37)には適用できる。この《不適切な事態》は、実現に向けての行為の

中で生じてよいが、どちらかというと実現後にその生起が見込まれるものであることが多く、未実現時の事態予測を含めてなされる解釈が主である。

4. 可能構文の推意

可能表現が持つ、もう1つの意味用法として、意図成就と呼ばれる用法(川村(2004)など)が知られている。

(39) 一時間で書類を書き上げることができた。

(40) おかげさまで奨学金がもらえました。

これらは、「そうしたいという意図や希望があらかじめ存在しており、望むとおりに実現すること」を意味する意図成就の用法に解釈することができる。意図成就は実現を意味するので、可能表現を使わないで(39)を「書き上げた」、(40)を「をもらいました」としても同じような意味に解釈される。意図成就は、本来過去の可能状態を表す形式であり、実現するかどうかと無関係に可能であることを表すこともできる。

(41) もらったお酒は全部飲むことができた(が、もったいないので半分残しておいた)。

(42) もらったお酒は、飲もうと思えば、全部飲むことができた。

意図成就の解釈は、「可能状態」から「意図通りの実現」へと事態が移行したと理解するものである。もちろん、実現可能だから実現するのであり、実現不可能の状態であれば、その後に実現することはないはずである。(41)における「全部飲めた」は、「全部飲む」ことについて可能という判断が成立している状態であり、その後の現実における事象としては「(可能だから)全部飲んだ」という実現でも、「(可能ではあるが)全部飲まなかった」という非実現でも、いずれでも構わない。(42)は「飲もうと思えば」と意図の有無を

条件表現にしているため、意図の存在が抑制され、その結果、意図成就の解釈も抑制されて、「全部飲むことはしなかった」という解釈が優勢になるが、「だから全部飲んだ」と続けても成立はする。この場合、推意は取り消されている。総じて、動作の可能状態に対して動作の実現は推意と解釈され、過去のときには推意が強まると考えることができる。以下のようにまとめておく。

(43) 可能状態に対する推意

ある動作の可能状態の表示からその動作の実現・動作の遂行が推意される。過去の可能状態の場合、現在の可能状態に比して、相対的にその推意は強い。

推意であることは、これまでの観察からその失効可能性と非分離可能性によって確認できるが、現在時制のほうが弱い推意になることも確認しておく。例えば、(44)は発話行為的には「申し出」と解釈できる発話となる。可能状態が現在の場合、動作の実行は現在よりあと、すなわち未来のことになるので、動作遂行結果のように解釈されないが、実現の意志があることは読み込める。過去の可能状態であれば、実現も完了していることが考えられ、相対的に強い推意として成立しやすい。

(44) ご希望なら、この本は1週間くらいお貸しできますよ。

(45) もっとうまく歌えたのに。

単純な意図成就と言えない例も確認しておこう。(45)は、「歌えた」という過去の可能状態があったから実際に歌うという行為を遂行したのであるが、意図したほど上手な出来ではなかったことを意味している。「もっと」は、実演のレベルよりも能力のレベルが高く、そこに差があることを示している。先に見た意図成就とは、可能状態から順調に意図通りの実現がなされたというケースを指しているに過ぎない。

意図成就の用法においては、実現の事前条件として可能状態があり、「可能

であれば実現させる」のがごく一般的で常識的だと考えられることから、会話推意として実現という結果が伴うことから発達した用法と考えられる。たとえば、(41)「もらったお酒は全部飲むことができた」は、非実現とも実現とも解釈できるが、実現と解釈するのが無標であり、非実現は明確にその解釈に誘導しなければ得られない解釈である。(41)も()を付け加えなければ実現と解釈され、意図成就の用法になる。()を付け加えることで、実現の推意が取り消され、非実現の解釈になる。

このことは、可能表現のタ形が構文的な推意として実現という解釈を持っていることを示している。可能表現のタ形が持つ、過去における可能状態は本有的な意味なので取り消されないが、可能状態から実現という結果状態に事態が進行したという解釈はこの構文の持つ会話推意なので、失効可能である。意図成就とは、本有的な可能状態に実現の意味が取り消されることなく加わった解釈全体だと考えることができる。

可能表現は、(A)意図成就のほかに、(B)許可・依頼、禁止の意味にも解釈されることがある。ここでは(B)について検討しよう。なお、禁止の解釈には否定文を用いるのが普通であるが、(肯定)疑問文は許可要求あるいは依頼の解釈に用いられることがある。

(46) このハサミ、借りられますか。

(47) このハサミを借りることはできますか。

「私がこのハサミを(あなたから)借りる」という話者の動作の可能表現を疑問文にした(46)(47)は、可能かどうかを尋ねる本来の解釈も可能であるが、「借りたい、貸してほしい」という希望を伝え、借りる許可を求める発話とも解釈できる。英語や中国語でも可能の疑問は許可の意に解釈でき、依頼の意にも解釈できる。「借りることができる」という状態は、「借りる」ことの実現のために事前に成立しているべき状態(事前状況)である。「借りることが不可能」な状況なら「借りる」行為は実現しない。「借りることが可能」な状況なら「借りる」という行為が実現する可能性が高い。事前条件の確認が行

為要求の間接発話行為になることには、通言語学的に見て一定の普遍性があることになる。

状況という静的な事態や状態・特性について述べる表現を属性叙述、行為・動作などできごとについて述べる表現を事象叙述と分けることは一般に行われている。ここで言う事前状況を述べる場合は、属性叙述である。事象叙述は動詞述語を典型とし、動作主に行為や動きを述べるので、名詞句は主格(ガ格)で標示して無題文になることが多く、属性叙述は形容詞述語や名詞述語を典型とし、名詞句を主題化してハで標示するため、有題文になるのが無標である。

所有の有無を問う「ライター、お持ちですか」は属性叙述の疑問文である。ライターを持っている(＝事前状況の成立)のならそれを借りることが可能だろうと推測され、依頼や許可要求をおこなう条件が整う。このため、事前状況の確認が依頼の代用になる解釈の経路が成立する。もし相手がライターを持っていない(＝事前状況の不成立)のなら、借りることは不可能なので依頼もできない。従って、「ライター、お持ちですか」は「ライターを持っているなら貸してほしい」が「持っていないなら依頼はしない」という場合分けが読み込まれ、事前状況が成立する場合だけ依頼の解釈になる点で効率的な発話である。

可能表現を依頼に解釈するには、話し手が動作主で、聞き手が許可の権限を持っているという条件が満たされていなければならない。たとえば(46)(47)は話し手以外が動作主の場合「あなた、このハサミ、(持ち主から)借りられますか」「彼女はこのハサミを(あなたから)借りることはできますか」などでは、単に可能かどうかの疑問文に過ぎず、許可・依頼の解釈は明示的にはなされない。「借りられる」などの可能表現は属性叙述であるが、「借りる」など動詞単独では事象叙述になり、疑問文で「借りるか」「行きますか」とすると相手の意思を確認する表現と解釈される。このため、事象叙述のままでは依頼とは解釈されない。

なお、禁止の解釈は、可能の否定文でなされるが、話し手が許可権を持ち、聞き手を含む他者が動作主でなければならない。この条件を満たせば、「この

建物には入れません」「このパソコンは使用できません」は、不可能の意味から不許可・禁止の解釈がなされるようになるわけである。許可・不許可・依頼・禁止などは、可能表現の構文推意と考えることができる。

4.1 可能構文の機能差と選好

可能表現が構文として依頼や禁止の推意を生み出すしくみは、日本語だけに特有のものではない。一方で、意図成就の用法はそれほど普遍性の高い現象ではないものの、より頻用される点で、選好される構文 (preferred construction) と見ることができる。可能表現を意図成就で用いると、その動作・行為を遂行したことになるので、可能表現にしくなくても同じような意味になることが多い。前章で述べたとおり、「合格しました」と「合格できました」はいずれも文法的には適格であるが、日本語の運用では後者が好まれる。

前者「合格しました」では、合格したという事実だけを述べていると解釈されるが、「合格できました」では「合格できない」可能性が事前にあったことが考慮されている。このため「合格できないかもしれないと思った」ことや「自信がなかった」という意味合いを帯びる。結果的に可能表現のタ形は、以下のような推意を生じると考えられる。

(48) 可能表現のタ形の構文推意

- ①事前に結果の実現・意図の成就を確実視していなかった《事前確定認識の不成立》
- ②自力・自分の努力ではなく、他者の協力や応援や、運のよきなど外的要因によって実現達成したという《謙虚さ》

試験の合格など他者が決定権を持つことについては、完全に自己制御できるわけではないので、①の推意は「試験の合格」についても妥当性がある。また、特定の場所に移動する際には交通機関の乱れなどに出くわす可能性があるので、時間通りの到着が確実視できなければ構文推意①を以下の(49)が伴うことも妥当である。しかし、「二十歳になる」のように時間が経過すれば

誰でも努力することなく実現することであっても、(50)のように用いることがある。これは、可能に関するのではなく、構文推意②の解釈を全面に出して、一人で大人になったわけではないことを踏まえて親を含む家族に感謝するという《謙虚な認識》を持っていることを示す意図があると考えるべきである。なお、言うまでもないことであるが、(48)②に示されているのは、可能表現のタ形が謙虚な認識の存在を推意する言語表現だということであって、この種の言い方を使うことがその人物の真の謙虚さを示すわけではない。

(49) なんとか時間通りに会場に到着できました。

(50) おかげさまで先日二十歳になりました。

可能表現に対して非可能表現は単純な無標形式であるが、可能表現と機能的な対立関係を形成するため、淡々と事実を述べている印象を与え、相対的に謙虚な感じが少なく、ややぶっきらぼうに響くこともある。日本語の運用において、可能表現が好まれるのはこのような効果があるからだと説明できる。なお、謙虚な印象を与える表現を好むということは、その話し手が謙虚な人間性を備えているということではない。日本語の言語共同体のなかで、そういう印象が好まれ、より丁寧に感じられるから、そういう表現を選択する傾向があるということに過ぎない。

「合格できた」は、「合格した」と比較すると、「合格する」という結果の見通しが不確定であったことを表し、見通しが不確定であったことは自己の能力に対する評価を回避したと解釈される。先に述べたように、自己の能力は他者が評価するものだと考えれば、他者の主観領域に侵入せず、越権的認識行為もしていないことになる。「合格した」は、特に越権的な認識行為をしたという意味ではないが、していないという意味でもない。「合格できた」が越権行為なしの表示で、「合格した」が越権行為非表示であるとすれば、相対的に前者のほうが謙抑の意を強く伝えるのは自然なことである。このほかに、日本語では「～してみる」など、結果の見通しがないことを明示する表現も選好されているが、この点は別の機械に詳しく論じる。

謙抑に関わる、同じような選好として説明できる表現に「させていただく」がある。

(51) 私は言語学を研究 {しています／させていただいています}。

「させていただく」の「させ」は「する」の使役形であるが、許容・許可を表す用法で用いられている。「いただく」は「もらう」の謙譲語であるが、「もらう」は「あげる・やる」とともに恩恵の方向性を表す機能を持つ。ごく簡単にまとめると、本来の意味では「許可を得て行うことに感謝の気持ちを持っている」ことを示す表現である。近年では、単に「する」というだけでは不足している丁寧さを補うために、特に感謝するわけではないのに用いたり、許可を得ているわけではないのに用いたりするなど、形式的に多用されることから、好ましくないと考える日本語母語話者も少なくない。

可能表現のタ形が意図成就の用法で頻用されるのは、より丁寧な表現を使うという動機があるからであり、それが日本語における語用論的選好の1つだと言える。

4.2 情報へのアクセス権と制約

文法的には正しい表現でも、それを使うべきでない場合がある。たとえば、次の2文を比べてみよう。

(52) コーヒー、お飲みになりたいですか？

(53) コーヒー、お飲みになりますか？

これらはいずれも文法的な誤りがない適格文である。しかし、客にコーヒーをすすめる場合には(53)を用い、(52)は用いない。私が自室に客を迎えている場面では、相手にコーヒーを飲む意思があるかどうかさえ確認すればよいので「コーヒー、飲みますか」と尋ねれば十分である。(52)は尊敬表現を用い、ゼロ助詞が用いられているが、「コーヒーを飲みたいですか」としても、

適切な発話にはならない。「飲みたい」という希望の有無は個人の主観のなかにある情報であり、それは本人以外にはわからない。本人以外でも推測することはできるが、正しい情報は本人しか知らない。特定の個人のみが持っている感覚や感情などについては、その個人本人が優位な主観者として位置づけられ、他の人間が本人をさしおいてその感情や感覚の情報を断定的に提示することは許されないという運用上の原理として考えることができる。

(54) 排他的情報へのアクセス権制約

特定の主観者が排他的に占有する情報については、当該人物に優先的なアクセス権があり、他の主観者のアクセスは制約される。①特に、発話時に現実的に存在する感情や感覚には強い制約がかかり、本人以外が直接的・確定的に叙述することは原則として許されない。②アクセス権の侵害は、ポライトネス上の違反にもなるため、回避するのが望ましい。

疑問文の(52)は「あなたはコーヒーが飲みたい」という直接的かつ確定的な叙述とは異なるので①の違反にはならない。しかし、目上の人や客人という尊重と配慮を要する相手に対しては、その人物の感情や感覚も話題にすることを回避するのが望ましいという、②の派生的原理から、不自然で、ときに無礼な印象を与えることが説明できる。目下の者や家族・友人などの場合は、この原理は適用されないので「コーヒー、飲みたい？」のように言うのは自然なことである。

友人と一緒に食事をしている場面で、(55)のように言うことはよくあることである。同じ料理を食べていれば、自分も相手も料理の味について判断することができ、そのアクセス権は同等であり、特に差がない。このため、文末に「ね」をつけて自分だけが排他的な優先されるアクセス権を持っているわけでないことを示すのが自然な発話となる。

(55) これ、おいしいね。

(56) 僕は、別においしいと思わないな。

しかし、同じ知覚対象や認識事象であっても、人によって判断が異なることはありうる。同じ料理を食べても、その評価が異なることは珍しくない。それは主観的な評価だからである。紙幅の都合もあり、主観性の議論は行わないが、個々人の主観的な評価や認識は、①によって、主観者本人が優先的なアクセス権を有する情報であり、他者が本人をさしおいてアクセスするのは越権行為と見なされる。同じ料理を食べて A 氏が「おいしい」と知覚するのに対して、B 氏が「おいしくない」と知覚する状況で、A 氏が B 氏の判断を不適切だと考えたり、反論したりすることは考えられるが、これはアクセス権の侵害ではない。A 氏が B 氏を無視して「B 氏はこの料理をおいしいと思っている」ということを断言するような場合がこれにあたる。A 氏は B 氏本人でない以上 B 氏自身の知覚や気持ちを正確には知り得ないから、B 氏の気持ちを確定的に断言する権限を持たないということである。

よく(56)の例外としてあがるのは、患者に看護師が注射をする際に「ちょっと痛いですよ」「ちくっとしますよ」というケースである。しかし、これは注射を打つ際に発するものであり、まだ注射針が刺さった痛みを患者は感じていない。いわば、注射を打てば痛いという属性叙述を行っているに過ぎず、痛みを感じることを予告しているだけであって、患者の知覚を無視して越権的に語っているわけではない。実際に、注射針を刺したあとは医師や看護師は患者に「痛いでしょう?」と尋ねたり、「きっと痛いはずだ」と推測したりすることはできても、「いまあなたは痛い」と直接的・確定的に断言することはできない。よって、このケースは厳密には例外にならない。

情報へのアクセス階層に従って言語表現を構成し、選択することは、日本語における表現の選好に過ぎないから、違反しても文法的な誤りになるわけではなく、談話の中で解釈上有標となるだけである。しかし、最も選好される表現が無標として特に有しない機能を不適切な表現は持つことになるから、自然ではなく、意図しない推意をもたらす結果につながる。

本人にしかわからない感情や感覚について他人は推測するだけである。よって、その情報へのアクセス権に階層が存在し、アクセスに制約が生じるのは自然なことである。しかし、これが評価に関して当てはまることはあま

り意識されていない。料理人が自分のつくった料理を「これはおいしい」「これはおいしい料理だ」というのは日本語の表現では不自然に感じられるが、これは、料理の評価は客として食べる人の評価が優越し、評価される側の料理人が他者の評価を差し置いて自分の評価を述べることはアクセス階層に対する違反になるからである。大学生が「私は優秀な学生です」「私は外国語がよくできます」などと言うのも、文法的には適格だが、表現上違和感があるのは、優越するのは優秀さやできのよさを評価するのは教授者や学校などの評価機関であって、それに触れずに本人の評価を明示することはアクセス階層に対する違反であり、越権となるからである。「山田先生には優秀な学生と評価していただきました」のように教員の評価であることを明示したり、「得意なのは外国語です」のように自己認識の提示に留めたり、「外国語を一生懸命勉強しました」のように事実として提示が許容される表現を使うことで受容度は上がる。しかし、日本語の表現世界ではアクセス階層とは別に自慢と思われる表現を回避し、謙虚さを好む傾向（これを、加藤（2004）では《謙抑》と呼ぶ）があるので、必ずしも好まれる表現とは言えない。

「～した」という単純な形式ではなく、可能表現で「～できた」と表現することが好まれる動機の一つに謙虚さが感じられる表現のほうが好まれるという理由があった。可能表現の実現用法が発達した背景に謙抑となる表現への選好があると考えてよいだろう。

5. まとめ

本論では、可能表現の過去形が持つ実現を表す用法が、構文的なレベルで生じる推意として実現性や達成性の解釈を持つことを述べた。そして、単純に実現を意味する「～した」という無標形ではなく、「～できた」という有標形を用いるのには、有標形によって得られる推意がさらに謙虚な表現と解釈される傾向があることが動機として機能していると指摘した。

語用論は新しく若い学問であるため、どの言語についても十分な分析や記述がなされているとは言い難い状況にある。日本語についても解明すべきこ

とはいまだ多く残っており、それだけに研究すべきテーマもたくさんある。また、分析の生産性を上げるには、分析の実際に即した理論的基盤の整備も必要である。本論は、その長い道筋を見据えて踏み出した小さな一歩と言えるかもしれない。

参考文献

- Ariel, Mira (2008) *Pragmatics and Grammar*, Cambridge: CUP
- Ariel, Mira (2010) *Defining Pragmatics*, Cambridge: CUP
- Bach, Kent (1999) “The semantics-pragmatics distinction: what it is and why it matters,” Turner, Ken (ed.) *The semantics-pragmatics interface from different points of view*, New York: Elsevier Science, 65–84
- Evans, Nicholas (2007) “Insubordination and its uses”, In Nikolaeva, Irina (ed) *Finiteness*, Oxford: Oxford University Press. pp.366–431
- Grice, H. Paul (1975) *Logic and Conversation* (Syntax and Semantics, vol.3), Peter Cole and Jerry L. Morgan (eds.), New York; Academic Press
- Grice, H. Paul (1991) *Studies in the way of words*, Cambridge: Harvard University Press
- Hopper Paul J. and Traugott, Elizabeth Closs (2003²) *Grammaticalization*, Cambridge: CUP
- Huang, Yan (2007) *Pragmatics*, Oxford: OUP
- Kato, Shigehiro (2014) “Insubordination types in Japanese —What facilitates them?—” *Asian and African Languages and Linguistics* 8, pp.9–30, Research Institute for Languages and Cultures of Asia and Africa, Tokyo University of Foreign Studies
- Levinson, Stephen C. (1983) *Pragmatics*, Cambridge: CUP
- Levinson, Stephen C. (2000) *Presumptive Meanings*, MIT Press
- Lyons, John (1987) “Semantics,”: In Lyons (ed.) *New horizons in linguistics* 2, London: Penguin, 152–178
- Nemo, François (1999) “The pragmatics of signs, the semantics of relevance and semantics-pragmatics interface”, In: Turner, Ken (ed.) *The semantics-pragmatics interface from different points of view*, New York: Elsevier Science, pp.343–417
- Szabó, Zoltán Gendler (2005) “Introduction”, In: Szabó (ed.) *Semantics versus Pragmatics*, Oxford: OUP., 1–14
- Verschieren, Jef (1999) *Understanding Pragmatics*, London: Arnold.
- 加藤重広 (2001a) 「照応現象としてみた接続」『富山大学人文学部紀要』34, 47–78

構文推意の語用論的分析

加藤重広 (2001b) 「談話標識の機能について」『東京大学言語学論集』20, 121-138

加藤重広 (2003) 「語用論的に見た「可能」の意味」『富山大学人文学部紀要』38, 87-98

加藤重広 (2004) 『日本語語用論のしくみ』 町田健 (編) 東京：研究社

加藤重広 (2013) 『日本語統語特性論』 札幌：北海道大学出版会

川村大 (2004) 「受身・自発・可能・尊敬 —— 動詞ラレル形の世界 ——」 尾上圭介 (編) 『朝倉日本語講座 6 文法Ⅱ』 東京：朝倉書店 105-127

(かとう・しげひろ 言語情報学講座)